

船橋市在宅介護支援センター運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅のおおむね65歳以上の要介護者、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）の対象者及び一般介護予防事業の対象者並びにその家族等の福祉の向上を目的に設置する在宅介護支援センター（以下「支援センター」という。）の事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に規定するところによる。

- (1) 相談協力員 支援センターの円滑な運営に資するため、情報提供、連携支援及びその他協力を行う者で、民生委員、地区社会福祉協議会及び地域ボランティア等、福祉に対し関心の高い者の中から依頼した者をいう。
- (2) 支援センター相談員 第7条に規定する事業に従事している者をいう。

(地域包括支援センターとの協働)

第3条 支援センターは、その事務所の所在地を担当する地域包括支援センターの協働機関として位置付け第6条及び第7条に規定する事業を実施するにあたっては、当該地域包括支援センターと協働して行うものとし、当該地域包括支援センターからの要請に対し積極的に応えていくものとする。

- 2 第9条にて配置する専従・常勤の職員は、地域包括支援センターの一員として、地域包括支援センター職員と同等の職務を行うものとする。ただし、業務内容については、必要に応じて地域包括支援センターと協議、調整を行うものとする。

(事業の委託)

第4条 市長は、事業の実施を法人に委託することができる。

- 2 前項の規定により事業を委託する場合においては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は契約で定める。

(対象者等)

第5条 この事業の対象者は、在宅のおおむね65歳以上の要介護者、要支援者、サービス事業の対象者及び一般介護予防事業の対象者（以下「対象者等」という。）並びにその家族等（以下「家族等」という。）とする。

(併設施設)

第6条 支援センターは、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所を併設するものとする。

(事業の内容)

第7条 支援センターの行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の対象者等の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するとともに介護ニーズ等の評価を行うこと。ただし、これらが既に居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターによって行われている対象者等であって支援センター自らが実態把握、ニーズ評価等を行う必要がない場合には、居宅介護支援事業所等から当該情報を得ることで差し支えない。

- (2) 公的保健福祉サービス、介護保険制度等の円滑な適用に資するため、原則として担当地域内の対象者等及びその家族等に関する基礎的事項、支援・サービス計画の内容及び実施状況、サービス利用意向及び今後の課題等を記載した台帳（以下「サービス基本台帳」という。）を整備すること。
- (3) 日常的に何らかの支援を必要とする高齢者等に介護予防及び生活支援に関するサービスの総合的な調整を行うとともに、地域ケアのネットワークづくりを目的に船橋市地域ケア会議の設置運営を行うこと。
- (4) 各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。
- (5) 介護や福祉、健康等に関する各種相談に対し、電話相談、面接相談等により総合的に応じ、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うこと。
- (6) 前号に規定する総合相談において、介護保険制度につなげる必要がある者については、要介護認定等の申請、サービス事業及び一般介護予防事業についての説明を行い、本人の意向や状態などを踏まえ、必要に応じて適切な制度につなげること。この場合において、サービス事業につなげる必要がある者については、基本チェックリストを対面で実施すること。
- (7) 前号に規定する基本チェックリストを実施した結果、事業対象者基準に該当した場合は、船橋市版アセスメントシートによりアセスメントを実施し、基本チェックリストでは把握できない現状の生活機能について確認すること。
- (8) 前2号に規定する事業の実施にあたっては、別に定める事業実施マニュアルを参照すること。
- (9) 対象者等の家族等からの相談や相談協力員からの連絡を受けた場合、これらの者に対し、訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行うこと。
- (10) 高齢者の地域における自立した生活を支援するため、在宅介護支援教室等を開催するとともに、家族等に対するサービスや介護保険制度の福祉用具・住宅改修など、必要なサービス等の利用に関する相談に応じ、助言を行うこと。
- (11) 地域の対象者等又はその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続の受付、代行等の便宜を図ること。
- (12) 地域包括支援センターの職員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び相談協力員との情報交換を行うこと。
- (13) 相談協力員との日常的な連絡調整、相談協力員に対する定期的な研修会及び相談協力員相互の情報交換の場の提供等の必要な支援を行うこと。
- (14) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員よりソーシャルワーク援助の依頼があった場合に、これに応ずるよう努めること。
- (15) 市又は地域包括支援センターから依頼があった場合は、地域包括支援センターの職員が行う訪問調査などに同行等協力体制をとること。
- (16) 地域包括支援センターから対応の引き継ぎを受けた場合は、継続的に支援を行い、経過報告を行うこと。

(実施体制)

第8条 支援センターは、年間及び月間の事業計画を定め、この要綱に定める事業を計画的に実施するものとする。

- 2 支援センターは、夜間等の緊急時の相談等に備え、あらかじめ必要な関係機関等との連絡が可能な状態にしておくものとする。
- 3 相談窓口としての業務については、併設施設等の機能との連携の下に24時間体制の対応をとるものとする。この場合において、第10条に規定する業務時間内は第9条に規定する職員の何れか1人は事業所に残り、相談業務等に対応できる体制を整えるものとする。
- 4 支援センターは、活動対象地域の65歳以上人口等を考慮し、地域の実情を踏まえ、相談協力員を配置するものとする。
- 5 併設施設は、緊急時において当該施設で実施している在宅サービス等の利用が可能となるよう体制を確保しておくものとする。
- 6 支援センターにおける併設施設は、支援センターの業務として概ね5件の居宅介護サービス計画が作成できる体制を常時確保しておくものとする。
- 7 支援センターの専従・常勤の職員が主任介護支援専門員及び介護支援専門員の場合は、原則として居宅介護サービス計画の作成を行うことは出来ないが、市又は地域包括支援センターから依頼があった場合はこの限りではない。
- 8 支援センターは、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。

(職員の配置等)

第9条 支援センターは、保健師（準ずるもの含む）、社会福祉士（準ずるもの含む）、主任介護支援専門員、介護支援専門員のいずれか2人以上を配置するものとする。

- 2 前項に規定する職員のうち、業務に関して3年以上の実務経験を有している者を専従・常勤で1人以上配置するものとする。ただし、実務経験に関し、主任介護支援専門員についてはこの限りではない。
- 3 第1項に規定する職員のうち、主たる業務として、第7条第6号及び第7号に規定する事業に従事する職員を1人以上配置するものとする。この場合において、当該職員は併設する居宅介護支援事業所との兼務を認めることとする。
- 4 第2項に規定する専従・常勤の職員のうち介護支援専門員は、3年以上の実務経験があり、かつ都道府県が実施する介護支援専門員専門研修課程Ⅱ又は実務経験者を対象とした更新研修を修了していなければならない。
- 5 第3項に規定する職員のうち介護支援専門員は、1年以上の実務経験を有していなければならない。

(業務時間)

第10条 支援センターの業務時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

(休業日)

第11条 支援センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) その他市長が特に定める日

(備付帳簿)

第12条 支援センターは、この事業の運営について必要な会計等に関する帳簿を備え付けなければならない。

(実績報告)

第13条 この事業を受託した法人は、市長の指定する日までに、事業の実績等について報告しなければならない。

(職員の責務)

第14条 支援センター相談員は、利用者のプライバシーの保護に万全を期すとともに、その業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 支援センター相談員は、本事業の果たすべき役割の重要性を認識し、各種研修会及び異種職種との交流等あらゆる機会を捉え常に自己研鑽に努めるものとする。

(利用料)

第15条 支援センターの利用料は、無料とする。

(支援センターが設置されていない地区コミュニティの特例)

第16条 支援センターが設置されていない地区においては、第7条の規定は、当該地区を担当する地域包括支援センターに適用するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。